

議案第103号

三朝町国民保護対策本部及び三朝町緊急対処事態対策本部条例の設定について

次のとおり三朝町国民保護対策本部及び三朝町緊急対処事態対策本部に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年12月10日

三朝町長 吉田 秀 光

平成16年12月17日原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町国民保護対策本部及び三朝町緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、三朝町国民保護対策本部及び三朝町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 三朝町国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、三朝町国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。
- 2 三朝町国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
 - 3 三朝町国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
 - 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 5 前項の職員は、町の職員のうちから、本部長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 三朝町国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に三朝町国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、三朝町国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、三朝町の国民の保護に関する計画で町長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、三朝町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。